

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

官民対話(追加)結果(3月11日実施分)の公表

No.	議題	事業者から市への確認内容	市の回答
■設計・改修工事業務に関する議題			
1	<p>【工事の制約(騒音・振動)】</p> <p>施設を利用する時間帯の工事による騒音・振動の上限(60db,65db以内とする等の規定)について</p> <p>数値としての規定は撤廃する。ただし、改修工事を行うものと運営を行うものが連絡・調整を密に行い、利用者に配慮しながら工事を行うものとする</p>	<p>・「改修工事を行うもの」とは本事業を受託した事業者の工事施工会社を示し、「運営を行うもの」とは現斎場の運営者を示していると考えてよろしいですか。</p> <p>・数値基準を撤廃しても、現実的に多くのクレームが出ることを想定しております。その場合、工事を一時中断するなどの事態が発生すると、予定していた工程がずれ、全体工期に影響を及ぼす可能性があります。「実施方針に対する意見、No11の適宜市も対応を実施します」について、工期遅延が危惧される場合の具体的な対応についてご相談させていただきたい</p>	<p>・ご理解の通りです。なお、時期によって現指定管理事業における運営事業者を指す場合と、DBO事業の運営事業者を指す場合があるものと考えます。</p> <p>・工期変更や利用者への対応等に対しては発生原因や費用を踏まえ、個別事象ごとに協議により判断します。</p> <p>・なお、市として、近隣住民への事前説明等を行い、あらかじめ理解いただけるように努めてまいります。</p>
2	<p>【仮設棟】</p> <p>仮設棟を複数設置することは可能とする。ただし、増築面積は808㎡を上限とする</p>	<p>・「増築面積」とは、建築面積(建蔽率対象面積)、延べ床面積(容積対象床面積)ではなく、実質的な斎場運用を行っている面積と捉えてよろしいでしょうか。</p> <p>・面積設定の算定根拠をお知らせください。</p> <p>・増築面積の制約をなくす、もしくはもう少し大きな面積とすることは可能ですか。</p>	<p>・増築面積は延床面積を想定します。</p> <p>・面積設定算定根拠について、本施設の新設当時の延床面積の1.2倍を上限とし増築が可能とされています。当時の床面積$4223.828\text{m}^2 \times 1.2 \approx 5060\text{m}^2$、屋外トイレの設置分を差し引き、808㎡が上限となります。</p> <p>・なお、仮設棟を改修工事期間中の仮設建築物として許可を受ける前提で検討することも想定できますが、その場合には、あくまで工事中の仮設建築物として認められることが前提になり、増築面積の対象とはなりません。</p>

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

官民対話(追加)結果(3月11日実施分)の公表

No.	議題	事業者から市への確認内容	市の回答
3	<p>【仮設棟】火葬炉の整備数 仮設火葬棟において3基以上火葬炉を設置することを可能とする。ただし、原則現状の計画位置とすること。及び本設への転用を基本とすること。(現状の計画位置とは実施方針等公表時の個別配布資料の[参考]施工ステップ図に示す位置とすること。)</p>	<p>・3基以上を可能にしています。必要基数はどのくらいとお考えでしょうか、整備事業の入札公告における費用試算に関わると考えます。</p> <p>・「現状の計画位置(実施方針による仮設棟の位置)」とは、計画位置周辺、東西南北方向で敷地境界までの樹木を伐採・伐根した範囲ととらえ、その範囲内に仮設棟を整備できると考えてよろしいですか。 緑地20%が維持されていれば既存樹木の伐採は任意でしょうか。どこにどの程度樹木を確保しなければならない等の制約はありますか。</p> <p>・「本設への転用を基本とする」について 仮設火葬棟に設置した火葬炉の内、本設へ転用する火葬炉の数についてお考えをお知らせください。</p>	<p>・仮設火葬炉の基数は、事業費も踏まえた上で必要最低限の基数を確保してください。要求水準に示す火葬予約枠数の確保のため、運営時間の延長も含めて想定いただくことも可能です。</p> <p>仮設火葬炉の設置位置については、民家の位置も踏まえて要相談と考えています。提案時点では、周辺状況を加味して実施方針公表時に示した[参考]施工ステップの位置から離れない範囲で、ご提案ください。また、既存樹木の伐採につきましては、相模原市墓地等の経営の許可に関する条例等を遵守した上で、周辺住民へもご配慮ください。</p> <p>・仮設火葬炉のうち本設火葬炉として転用する基数については、工事の合理性等を考慮しつつ適切な基数をご提案ください。</p>
4	<p>【仮設棟】仮設棟の分棟 [参考]施工ステップ図に示す位置以外にその他仮設棟を整備する場合は、利用者動線・工事動線を踏まえて利用者の安全性や快適性が確保できる提案とすること。</p>	<p>火葬炉を設置した仮設棟は実施方針による位置に配置すると、分棟で設置できる仮設棟の諸室は待合などの火葬炉に関係しない建屋となります。「仮設棟の分棟」の意図や制約条件があればお知らせください。</p>	<p>待合等の諸室への焼骨の臭気の影響や、火葬実施の回転率確保を考慮し、市民サービスの維持・向上のため、仮設棟の火葬・炉前・収骨と待合機能は物理的に空間を分ける提案としてください。 仮設棟設置に当たっての制約条件として、本施設新設時に火葬炉の設置場所も含めて許可を取っていることから、現状の位置から大きく離れた場所への設置は許可されない点にご留意ください。</p> <p>参考として、市のホームページにて公表する「相模原市例規集」より、「相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例」をご確認ください。</p>

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

官民対話(追加)結果(3月11日実施分)の公表

No.	議題	事業者から市への確認内容	市の回答
■運営業務に関する議題			
1	【火葬予約枠数】 改修工事期間中の1日あたりの予約枠(25枠/日)は時期や必要に応じての変動は可能とするが、火葬需要の高い冬期の火葬予約枠を増やすなどの対応とする。なお、1時間程度の時間外の対応も含めた対応を可能とする	・見直し条件より、改修工事期間中を通して、9:00~18:00(17:00+1時間)の火葬業務対応時間で運営できると考えてよろしいですか。	市営斎場条例の一部項目については、「市長」を「指定管理者」に読み替え可能となっており、運営時間についても指定管理者の裁量により変更が可能な項目の一つです。繁忙期は、必要に応じて運営時間の延長は可能ですが、指定管理者の判断で延長とする場合は、延長による費用増加分はあらかじめ提案金額に含めていただく必要があり、契約後の費用追加は認められない点にご留意ください。なお、近隣住民等への説明も必要になると考えます。
2	【火葬予約枠数】 火葬需要ひっ迫への対応から、改修工事期間中も年間の予約枠約8,300枠の確保は必須とする	改修工事中の火葬予約枠数(8300件/年)の条件を満足するためには火葬炉が10炉~12炉必要になると想定されます。 ・予約枠数8,300件 について 胎児等の火葬、会葬者のいない火葬も件数に含めると考えてよろしいですか ・改修工事期間を通しての下記の条件設定をご検討ください ・告別時間の短縮(30分→15分) ・焼骨確認の中止を公表 (改修後の将来に火葬需要が増加した時に効率的な運用が図れるように見据えたお別れ儀礼の方式改善)	工事期間中の火葬予約枠として年間8,300枠の確保は必須とします。なお、仮設火葬炉の基数は、事業費も踏まえた上で必要基数を提案してください。稼働する最大火葬炉の基数は現状と同じ基数(10)としてください。 ・どなたにも開かれた予約枠数を確保する観点から、会葬者のない火葬に限定される会葬者なし等専用枠数(胎児の火葬も含む)は8,300枠に含めないこととします。 ・告別は30分とすることを必須ではなく、基本としていることをご理解ください。告別から収骨までの一連は2時間以内としてください。 ・市としては焼骨確認を必須としておりません。
3	【火葬予約枠数】 改修後の1日の予約枠・年間の予約枠確保は原則、要求水準書(案)のとおりとする	30件/日 胎児等の火葬、会葬者のいない火葬も件数に含めると考えてよろしいですか	「運営業務に関する議題No.2」の回答をご確認ください。
4	【式場の運営】 工事期間中の式場の稼働について	改修工事期間中を通して、式場の稼働は行わず(部分利用も行わない)閉鎖として頂くことを希望します。	式場の休館期間について原案のとおり20カ月とします。なお、20カ月を短縮する提案は可能です。

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

官民対話(追加)結果(3月11日実施分)の公表

No.	議題	事業者から市への確認内容	市の回答
■その他に関する議題			
1	リスク分担について 「市の事由によるリスクについては市が、それ以外は事業者が負担する(共通)」を「事業者の事由によるリスクについては事業者が、それ以外は市が負担する」に変更	どのようなリスクがあるか判断できないため、経営判断として承認が取れない可能性があります。再考をお願いします	ご意見として承り、検討します。
2	代表企業について	実施方針等に関する質問回答のうち、「実施方針に対する質問No.8」のなお、事業開始以降の入札参加者とSPCの代表企業は同一企業としてください。」とはどういう意図でしょうか。	当該内容は誤りのため、該当文章は削除としてご理解ください。
3	事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・2月17日の新聞記事、債務負担行為の事業費について債務負担行為は一般通念として、税抜の価格と考えます。 ・新聞時期が条件見直しを検討している時期とラップしていません、今後の入札公告までに、増加や減少などの変化がある事業費と考えてよろしいですか。 ・金額の変化については、施設整備を主に検討されたと考えてよろしいですか？ ・最終的には施設整備、維持管理運営をすべて含めた額として公表し、割り振りについては提案事業者の判断によると考えてよろしいですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算書における債務負担行為の金額は税込みです。 ・当該金額が入札公告に示す予定価格となるものではありません。 ・実施方針等公表時の個別配付資料記載の金額からの見直しについて、対話を通じた意見等や実情を踏まえて総合的に見直しを行っています。 ・ご理解の通りです。入札公告時に整備費、維持管理・運営費含めた予定価格を公表し、それぞれの割り振りは事業者提案になります。
4	今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準の見直し、施工ステップ、工事工程(案)、必要事業費の積み上げ算出 などを先行入札公告をまとめられるイメージでしょうか？ ・概ねのスケジュールがわかればお知らせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご理解の通りです。要求水準の見直し、施工ステップ、工事工程、事業費の精査の上で入札公告となります。 ・入札公告時に公表いたします。なお、入札公告は4月下旬～5月中旬を想定しています。